

令和4年度
福島県立いわき湯本高等学校
同窓会定期総会
紙面開催



令和4年10月15日（土）

総会次第

- 1 同窓会長あいさつ 山崎 雅弘 ※紙面にて
- 2 学校長あいさつ 箱崎 兼一 ※紙面にて
- 3 総会議事
 - 第1号議案 報告事項
 - (1) 令和3年度 事業報告
 - (2) 令和3年度 会計決算報告 監査報告
 - 第2号議案 協議事項
 - (1) 令和4年度 事業計画 (案)
 - (2) 令和4年度 予算 (案)
 - (3) 令和4年度 同窓会役員 (案)
 - (4) いわき湯本高等学校同窓会会則 (案)

ごあいさつ

福島県立いわき湯本高等学校同窓会長 山崎 雅弘

晩秋の候、同窓生の皆様には益々御健勝のこととお慶び申し上げます。また湯本高校同窓会の運営に対し、皆様の御理解と御協力に対し、厚く感謝と御礼を申し上げます。

コロナ禍の中で、2年連続で総会と懇親会が中止となり、一年に一度の旧友との再会を楽しみにされていた皆様には、大変申し訳ない気持ちです。その中ではありましたが、昨年11月に創立80周年記念式典と記念講演会を本校体育館にて実施し、記念事業としてマイクロバスを購入し同窓会名簿を発行しました。また2月28日には湯本高校最後の同窓会入会式を行い、翌日には卒業式を挙行了しました。そして令和4年3月31日湯本高校の閉校式を行い、校旗を返納いたしました。

迎えた令和4年4月1日福島県立いわき湯本高等学校が新たにキャリア教育実践校として出発いたしました。今、最も渴望されている保健・医療関係に重点を置き、本年6月には、地元の医療創生大学と学習の提携を結び、令和6年度より大学の教授が本校に来て「基礎看護」の講義を毎週2時間行うなど、卒業後のひとつの進路がより実践的に見えてくるようになりました。入学当初より将来の目標がはっきりし充実した高校生活が遅れると思います。このように新たな高校は明るい夢多い高校として出発いたしました。

湯本高校同窓会も3月31日をもって廃止し、4月1日より新たないわき湯本高校同窓会として出発いたします。新たな同窓会は、旧遠野高校同窓会と旧湯本高校同窓会を加えた今まで以上の大所帯の同窓会となります。今後の規約等を、前の湯本高校同窓会長の山崎雅弘がいわき湯本同窓会委員会の委員長として規約等をまとめてきました。第7波のコロナ禍の中、総会は紙面決議をもって開催とします。そしてこれからは新たなる、いわき湯本高校の発展のため、同窓会としてできる協力をしていきます。

尚、今後2年間は校舎方式を取り入れたことから、旧湯本および旧遠野のそれぞれの校舎にて学ぶこととなります。

ごあいさつ

福島県立いわき湯本高等学校長 箱崎 兼一

本校開校に当たって、県立湯本高等学校同窓会の皆様には、さまざまなご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

お陰様で、本年4月より本校は、80年の歴史を誇る福島県立湯本高等学校と74年の歴史を刻む福島県立遠野高等学校が統合した「福島県立いわき湯本高等学校」として、新たな一歩を踏み出し、よいスタートを切ることができました。

はじめよければすべてよし。

何事もはじめが肝心。

生徒も、教職員も、いわき湯本高校という新しい学校づくりに奮闘努力しているところであります。

本校の教育活動の様子等については、ぜひ学校ホームページをご覧ください。

校長として、生徒、教職員に次のようなことをくり返し話しております。

「いわき湯本高校」という「新しい風」を吹かせること。

「空気の教育」を大切にすること。

「ありがとう」と言える・言ってもらえる生徒・教職員・学校となること。

「地域とともにある学校」となること。

「学校づくりは自分づくり」であること。

こうしたことを着実に進めていくためには、生徒の頑張りや、私たち教職員の日々の取り組みはもちろん、同窓会の皆様をはじめ、学校関係の皆様のご支援・ご協力が必要であります。

このことを踏まえ、湯本高校同窓会の皆さまには、遠野高校同窓会の皆さまと力を合わせ、「福島県立いわき湯本高校同窓会」の本格的な始動に向け、さまざまなご調整・ご準備等を進めていただいております。厚く御礼申し上げます。

今後も、いわき湯本高校という新しい学校づくりに対するご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 事業報告

年 月 日	会 議 名・内 容 等	場 所
令和3年 6月	湯本高校東京支部総会 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止	
9月10日(金)	第1回同窓会役員・代表幹事合同会議	湯本高校
6月	令和3年度 湯本高校同窓会総会・懇親会 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止	
10月	第35回佐波古会ゴルフコンペ ※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止	
11月12日(水)	第2回 同窓会役員・代表幹事合同会議	湯本高校
<u>12月15日(水)</u>	第1回湯本・遠野同窓会役員合同会議 ※新型コロナ感染症感染拡大に伴い規模を縮小しての実施	湯本高校
令和4年 1月13日(木)	第3回同窓会役員・代表幹事合同会議	湯本高校
2月28日(月)	第74回生同窓会入会式	湯本高校
3月1日(火)	第74回生湯本高校卒業式 ※統合前の湯本高校最後の卒業式	湯本高校
3月15日(火)	第4回同窓会役員・代表幹事合同会議	湯本高校

令和4年度 事業計画（案）

年 月 日	会 議 名・ 内 容 等	場 所
令和4年 4月22日（金）	第1回いわき湯本高校同窓会組織設立委員会会議 ※旧湯本・旧遠野同窓会役員 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため双方ともに会長・副会長のみで開催	いわき湯本高校
5月19日（木）	令和4年度湯本高校同窓会役員・代表幹事合同会議	いわき湯本高校
7月28日（木）	令和4年度湯本高校同窓会役員会	いわき湯本高校
8月1日（月）	令和4年度いわき湯本高校同窓会総会 ※ここから「いわき湯本高校同窓会」として始動	紙面開催
月 日（ ）	第1回いわき湯本高校同窓会役員会	
令和5年 2月	第2回いわき湯本高校同窓会役員会	いわき湯本高校
2月28日（火）	令和4年度第1回いわき湯本高校同窓会入会式	いわき湯本高校
3月1日（水）	第1回卒業証書授与式 ※統合により旧湯本・旧遠野での校舎方式による卒業式 ※卒業式運営については今後の検討課題	いわき湯本高校
3月下旬	転退職者送別会 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認して実施の可否を判断	

福島県立いわき湯本高等学校同窓会会則（案）

令和4年4月1日設立

第1章 総 則

第1条 本会は、福島県立いわき湯本高等学校同窓会と称し、事務局を福島県立いわき湯本高等学校本校舎内に置く。

第2条 本会は、下記の二種の会員を以て組織する。

(1) 通常会員 福島県立湯本高等学校、福島県立遠野高等学校および福島県立いわき湯本高等学校卒業者並びにこれに準ずる者。

(2) 名誉会員 福島県立湯本高等学校、福島県立遠野高等学校および福島県立いわき湯本高等学校旧職員及び現職員。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、教養の向上と地域社会への貢献、母校の発展に寄与することを以て目的とする。

第4条 本会は、支部を置くことができる。

第2章 役 員

第5条 本会に下記の役員を置き、役員会を構成し任期1ヶ年とする。但し再任は妨げない。

(1) 会 長 1 名 総会において互選する。

(2) 副 会 長 3 名程度 総会において互選する。

(3) 会 計 2 名程度 通常会員中より会長が選任する。

(4) 書 記 3 名程度 通常会員中より会長が選任する。

(5) 事務局長 1 名 会長が選任する。

(6) 幹 事 10 名程度

①支部長がこれに当たる。

②通常会員より役員会において推薦する。

(7) 会計監査 2 名 総会において互選する。

(8) 顧 問 1 名 歴代会長等がこれに当たる。

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。

(3) 役員は、会長の命をうけて会務を分掌する。

第3章 集会及び事業

第7条 集会を分けて二種とする。

(1) 総 会 年一回夏期開催（必要な議事及び第3条の目的に適する行事を行う）

(2) 役員会 会長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催し、予算の決議、決算の調査・承認その他重要な会務を協議する。

第8条 第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

(1) 研 究 会 随時これを開く。

(2) 講 演 会 随時これを開く。

(3) 表 彰（同窓会長賞）随時これを開く。

(4) 会報発行及び配布。

(5) その他役員会において必要と認められた臨時事業。

第4章 経費及び会計

第9条 本会の経費は、会費及び基本金の利子、寄付金を以てこれに充てる。

第10条 通常会員は入会金として、金6,000円を拠出するものとする。

第11条 本会は、毎年全収入の一部を経費及び臨時の経費に充て、一部は、基本金として積み立てるものとする。

第12条 本会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第13条 本会歳入予算は、年度初めにおいて役員会の決議を経た上で決定する。

- 第14条 本会は、収支を詳記した会計簿を備え付ける。
第15条 本会所有の現金は、銀行に貯金しておくこと。
第16条 本会会員で住所を変更した時は、その都度本会に通知する。
第17条 本会則は、総会の決議によらなければ変更することができない。
第18条 基本金積立規程は、別にこれを定める。

同窓会基本金積立規程

- 第1条 基本金として、次の収入金を積み立てるものとする。
①本会毎年度収入金の30%以上
②篤志家の指定寄付金
③その他役員会において適当と認めた別途収入金
第2条 基本金は、全部銀行貯金又は郵便貯金とし、事務局でこれを保管する。
第3条 基本金収入のため、特に会計簿を備える。
第4条 基本金の用途は、総会の決議を経なければならない。
第5条 本規程は、総会の決議を経なければ変更することができない。

さほこ会館規程

第1章 総 則

- 第1条 本館を「さほこ会館」と称する。
第2条 本館は、本校舎および遠野校舎に在学する生徒、職員、同窓会ならびにPTA会員の資質の向上に寄与することを目的とする。

第2章 運 営

- 第3条 本館の運営のために委員会を設け、事務局を福島県立いわき湯本高等学校本校舎内におく。
第4条 委員会の構成は次のとおりとし、委員長は教頭とする。
教頭 事務長 生徒指導部主任 保健部主任 生徒会顧問 会館管理主任
第5条 本館の運営上疑義が生じた場合は、委員会にはかるものとする。

第3章 管 理

- 第6条 本館管理のため、校長の委嘱する次の係をおく。任期は1年とし、再任を妨げない。
管理主任 1名 係員 若干名
第7条 各係は、次の業務を行う。
(1) 管理主任管理および指導を総括する。
(2) 係員主任を補佐し、庶務その他の業務を行う。
第8条 本館使用については、別に使用心得を定める。
(1) さほこ会館使用規定第8条に基づいて、これを定める。
(2) 本館を使用したい時は、所定の申込書(様式1)に必要事項を記入し、計画書(様式2)を添えて、係を通じ、校長の許可を受けること。(年度当初において、年間継続的に使用を許可されたものを除く)但し、申込書提出は、使用期日1週間前とし、調整の必要ある場合は、係と担当職員間で話し合いをもって決める。
(3) 合宿は原則として、本校舎および遠野校舎の生徒、職員および同窓生に限るものとし、その他の場合は委員会にはかるものとする。生徒の場合は、保護者の承諾書を必要とする。
(4) 生徒及び同窓生が宿泊に使用する場合は、担当職員が同宿し、指導ならびに管理に当る。
(5) 火気使用については、特に細心の注意をするとともに、係の指示に従うこと。
(6) 備品を使用する場合、担当職員は、使用前、使用后とも係との間で、確実な引継ぎを行なうこと。設備、備品等の破損した時は、使用者が弁償するものとする。
(7) 備品以外の消耗品などは、使用者自弁とする。
(8) 宿泊費は1泊一人500円とする。
(9) 授業日の合宿の際は、始業時より終業時まで会館の使用は禁止する。

- (10) 鍵は、管理主任が保管する。なお、大ホール、調理室、風呂場等は、使用終了次第その都度忘れずに施錠すること。
- (11) 会館使用については、会館使用日誌に毎日必要事項を記入し、確認すると同時に、使用終了直後に提出し、報告すること。
- (12) 使用者は、別に定める使用心得に従うものとする。

第9条 本館に次の帳簿を備える。

- (1) 備品台帳
- (2) さはこ会館使用日誌
- (3) さはこ会館使用申込書及び計画表綴
- (4) その他

第4章 附 則

第10条 この規程の変更は、委員会にはかるものとする。

マイクロバス貸し出し規程

第1条 車両管理維持協力金として、使用にあたっては1日10,000円とする。なお、燃料は満タンにして返すこととする。

第2条 事故を起こしたとき、速やかに警察・保険会社へ連絡し処置を受けること。また、事務局へも連絡し、指導を受けること。

①対人保険・任意保険等は所有者である福島県立湯本高等学校同窓会長名義で加入している。

(1) 自損事故に於いても保険に加入している。ただし、修理費用が70,000円を超えた分についての保障は保険で修理するものとする。

①保険を利用した修理の場合は、次回の保険料金が30%アップとなる。

②保険料140,000円×0.7=42,000円を管理者へ支払うこと。

創立記念事業における同窓会顕彰規程

第1条 (総 則)

本会は、役員会の議を経て、次の顕彰を行う。

第2条 (表 彰)

表彰は次の各項による。

(1) 本会活動について功績顕著な個人並びに団体について表彰する。

(2) 本会活動について科学技術庁長官賞等の表彰を受けたもの。

第3条 (感謝状)

感謝状は次の各項による。

《本部役員》

(1) 歴代会長

(2) 会長・副会長・書記・会計(職員は除く)・会計監査として永年務めた者。

(原則として10年以上務めた者を対象とする)

(3) その他、本会に多大な貢献をされ、会長が推薦するに相当と認めた者。

《支部役員》

(1) 支部長・副会長・幹事長等として永年勤めた者。(原則として10年以上)

同窓会維持会費規程

- 第1条 本会費は、福島県立いわき湯本高等学校同窓会の財政基盤を支え、福島県立いわき湯本高等学校の教育の充実と発展を図ることを目的とする。
- 第2条 本会費は、福島県立いわき湯本高等学校同窓会員で前条の趣旨に賛同する有志からの寄付をもってあてる。
- 第3条 本会費は、年間3,000円以上とする。
- 第4条 本会費の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第5条 本会費の会計報告は、毎年、福島県立いわき湯本高等学校同窓会総会において報告することとする。
- 第6条 本規程の改正は、福島県立いわき湯本高等学校同窓会総会において出席者の過半数以上の賛同により承認される。

福島県立いわき湯本高等学校同窓会
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田55番地
福島県立いわき湯本高等学校本校舎内

令和4年度 福島県立いわき湯本高等学校同窓会定期総会

紙面開催における承諾書

議案	項目	承諾の可否			
		承諾する		承諾しない	
第1号議案	(1) 令和3年度事業報告	承諾する		承諾しない	
	(2) 令和3年度会計決算報告	承諾する		承諾しない	
第2号議案	(1) 令和4年度事業計画(案)	承諾する		承諾しない	
	(2) 令和4年度予算(案)	承諾する		承諾しない	
	(3) 令和4年度同窓会役員(案)	承諾する		承諾しない	
	(4) いわき湯本高校同窓会会則(案)	承諾する		承諾しない	

※承諾の可否を空欄に○を記入願います。

※この用紙のみの送信としてください。

送信先

福島県立いわき湯本高等学校本校舎

FAX 0246(42)2174

※ファクスにて返信願います。よろしく御願いたします。

卒業年	年	氏名	
-----	---	----	--